平成２７年（フ）第２３８号
北海道釧路郡釧路町東陽西１丁目12番地６
債務者　吉田　一幸
１　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２３９号
北海道釧路郡釧路町東陽西１丁目12番地６
債務者　吉田由香子
１　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１６号
東京都東村山市美住町１丁目13番地30パークイースト105
債務者　飯塚　　登
１　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０５３号
千葉県習志野市大久保２丁目10番３―402号
債務者　松江　誠一
１　決定年月日時　平成28年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月28日午前11時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４号
横浜市緑区十日市場町912番地４　コーポユタカＤ　101号
債務者　平岡　陽子
１　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３９号
静岡県浜松市南区白羽町70番地
債務者　望月　　實
１　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
栃木県佐野市鐙塚町219番地　佐瀬アパート
債務者　矢吹　謙一
１　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１１９号
栃木県佐野市高萩町1311番地１　金子西アパート７号
債務者　小林　利光
１　決定年月日時　平成28年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１２２号
栃木県佐野市葛生西２丁目９番20号、前住所
栃木県足利市福富町1119番地１
債務者　久保田正男
１　決定年月日時　平成28年１月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第２０５７号
横浜市泉区岡津町53番地３　第二矢部町不動産ビル202号（前住所）
債務者　加藤　美佳（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第４３６０号
東京都中央区東日本橋２丁目16番４号
破産者　クロスシード株式会社
１　決定年月日　平成28年１月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第３９７号
大阪府和泉市下宮町47番地
破産者　西川　公子
１　破産債権の届出期間　平成28年２月17日まで
２　一般調査期日　平成28年４月25日午後１時30分
平成28年１月18日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
山梨県山梨市万力1785番地４
破産者　竹川　宏輝
１　破産債権の届出期間　平成28年２月18日まで
２　一般調査期日　平成28年４月15日午後３時
平成28年１月18日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
大阪府泉佐野市中庄987番地の２
破産者　山野　清美
１　破産債権の届出期間　平成28年２月18日まで
２　一般調査期日　平成28年４月18日午後１時30分
平成28年１月19日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
新潟県阿賀野市寺社甲94番地２
破産者　成田　錄夫
１　破産債権の届出期間　平成28年２月19日まで
２　一般調査期日　平成28年３月16日午前10時40分
平成28年１月20日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１５３０号
愛知県清須市朝日愛宕175番地　シェソワ愛宕Ａ201
破産者　古橋　博文
１　破産債権の届出期間　平成28年２月19日まで
２　一般調査期日　平成28年４月21日午後１時35分
平成28年１月19日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５８１号
愛知県北名古屋市石橋惣作16番地１
破産者　古橋　文互
１　破産債権の届出期間　平成28年２月19日まで
２　一般調査期日　平成28年４月21日午後１時35分
平成28年１月19日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１号
大分県佐伯市蟹田５番13号
破産者　福谷　明夫
１　破産債権の届出期間　平成28年２月19日まで
２　一般調査期日　平成28年４月28日午後４時
平成28年１月19日
大分地方裁判所佐伯支部破産係